

**令和7年度 第2回鳥取県地域自立支援協議会
医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会**

日 時 令和8年2月10日(火)
午前10時から正午まで
場 所 県庁議会棟第13会議室
(オンライン会議 (Cisco Webex))

1 開会 (挨拶：県子ども発達支援課 柴田課長)

医療的ケア児を取り巻く環境については、医療技術の進歩や制度の整備により徐々に改善されてきているが、依然として多くの課題が残っていると認識している。県としても関係機関と連携をして、支援施策の充実に取り組んで参りたい。

2 議事

(1) 圏域ごとの報告 資料2

- ① 鳥取市 (報告者：鳥取市障がい福祉課 渡辺主任)
 - ・資料に沿って報告。
 - ・鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業の利用が伸び悩んでいるため、利用登録をしているが利用実績がない方へ聞き取りを行い、結果を共有した。また、聞き取った内容は要望として県へ提出した。
 - ・鳥取療育園と福祉避難所の協定を締結。
- ② 東部4町 ※若桜町福祉保健課 仲山主事が欠席のため事務局が代読
 - ・資料に沿って報告。
 - ・八頭町は年に数回、教育委員会、委託相談支援事業所、学校とで協議を実施。今年度は、児童の学校送迎について会議を2回開催した。
- ③ 中部圏域 (報告者：中部療育園 谷川理学療法主幹)
 - ・資料に沿って報告。
 - ・中部圏域障がい者地域自立支援協議会医ケア部会を2回開催した。
 - ・福祉避難所運営マニュアルについて、2か所の自治体がマニュアルを作成しているが、作成から年数が経過しているため、見直しが必要となっている。
 - ・次年度は、医療的ケア児者が利用できる介護事業所の開拓に取り組む。
- ④ 西部圏域 (報告者：米子市障がい者支援課 橋本課長補佐)
 - ・資料に沿って報告。
 - ・圏域部会を4回開催した。
 - ・皆生養護学校と総合療育センターを指定福祉避難所に指定できるよう動いている。
 - ・事業所に看護師が配置されていても、医療的ケアを実施することへの不安があるという声が多い。そのため、次年度は事業所の不安を聞き取るアンケートを実施予定。
 - ・相談員から県事業が利用し辛いと意見がある。(書類の種類、対象となるケースが分からない)

<質疑応答・意見等>

- ・(保木本委員) 様々な部会で人員不足や資源不足の課題が出ているため、何がどのくらい不足しているのか実数で把握することを意識し、取り組めることを検討していきたい。
- ・(博愛こども発達・在宅支援クリニック 玉崎院長) 中部圏域で医療的ケア児者が利用できる介護事業所の開拓に取り組む中で、アンケートを実施した後のアクションは考えているか。制度の活用方法や障がい福祉サービスの報酬の取り方の勉強会開催など検討していることはあるか。
- (中部療育園 谷川理学療法主幹) 今後、アンケートを実施し、回答の中で手上げをされた事業所には、個別に訪問して説明を行う予定。介護報酬等の制度について勉強不足な部分があるので、各市町の行政と協力して勉強会や情報収集を行っていくことになると思う。また、利用者への対応方法等、医療的ケア児等支援センターも後方支援をしていければと思う。
- ・(特定非営利活動法人このゆびと一まれ 藤原) 地域に資源がなく、学校の先生と介護老人保健施設に行き、実際に本人を見てもらった上で事業所を利用された方がいた。

(2) 県からの事業報告(報告者: 県子ども発達支援課 岩谷)

- ・①～④について、資料に沿って報告
- ① 医療的ケア児等支援センターの活動状況について(資料3)
 - ・各圏域の相談窓口について、相談件数を報告。
 - ・令和7年4月1日から12月31日までの相談件数は146件。福祉関係者からの相談が多く76件、一番多い相談内容は「受け入れ体制整備について」で29件。
 - ・情報発信として、キッズロコ体験(東部、西部)、医療的ケア児等支援センター見学ツアー(西部)、相談支援員のための医療的ケア児者個別避難計画作成ワークショップ(東部)を開催。
- ② 医療的ケア児等コーディネーター配置機関について(資料4)
 - ・令和7年度養成研修修了後のコーディネーター配置機関は89か所。
- ③ 令和7年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修、フォローアップ研修について(資料5)
 - ・今年度の養成研修修了者は21名。退職等によりコーディネーターが未配置だった若桜町、伯耆町、日南町の修了者がおり、県内のコーディネーター配置市町村は18か所となった。
- ④ 令和8年度医療的ケア児者に関わる県事業予算について(資料6、7、8)
 - ・子ども発達支援課が実施する、新規事業と拡大事業について説明。
 - ・新規事業として訪問型レスパイト事業を実施予定。総合療育センターの短期入所利用の集中緩和を目的として実施していたモデル事業を新事業へ移行し、利用対象者の拡大を図り、全県展開を予定。
 - ・医療的ケア児等送迎支援事業の送迎範囲の拡大と利用回数制限の撤廃を予定。
 - ・障がい児者在宅生活支援事業(要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業)について令和6年度の利用実績、東部と中部の事業所から聞き取った事業利用に係る困難感、利用者の声を共有。

(3) 福祉避難所の指定基準等について(資料9)

- ・福祉避難所には、指定福祉避難所と協定福祉避難所があり、指定福祉避難所は災害対策基本法施行令第20条の6の1号～5号をすべて満たしている施設で、市町村が福祉避難所として指定する。
- ・協定福祉避難所は、福祉避難所として指定されていないが、市町村が要配慮者を受け入れるための

一定の施設、設備、体制等が整った施設として社会福祉施設等と協定を締結することにより、福祉避難所として確保しているもの。

- ・本県の指定福祉避難所は21か所、協定福祉避難所は189か所ある。
- ・福祉避難所の確保・運営ガイドラインの指定要件以外の各市町村の基準と重視している点について、照会した結果を共有。
- ・独自基準や重視する点がない自治体については、指定福祉避難所の指定基準を参考として協定福祉避難所の協定を締結している。

<質疑応答、参加者意見等>

①訪問型レスパイト事業について

- ・(中部療育園 谷川理学療法主幹) 日中の利用だけでなく、夜間利用のニーズも想定しているか。
 - (県子ども発達支援課 岸田補佐) 制度上、夜間は認めないという制限は設けていないが、対応する訪問看護事業所が夜間対応をしているかは事業所の体制によるため、日中のみの利用を想定している。
 - (博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎院長) 実際の利用には繋がらなかったが、きょうだいの習い事の都合により、訪問看護事業所の対応時間を超えて対応する体制を整えていただいたことがあった。常識の範囲内で、家族が帰宅するまでの間の対応をお願いすることはあると思う。
- ・(博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎院長) 「医療型短期入所の支給決定を受けている方」という要件は、利用実績がなくてもよいか。
 - (子ども発達支援課 岸田補佐) 支給決定のみを要件にしている。
- ・(保木本委員) 短期入所の支給決定が必要となるが、なぜ短期入所が要件になっているのか。
 - (椿部会長) 元々、療育センターのショートステイが利用できない状況があることから、この事業の実施に繋がった。
- ・(保木本委員) 日中の利用を想定しているが、なぜ、短期入所の支給が条件なのか。事業を使うために支給決定を受けようという歪な形にならないか。
 - (博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎院長) 東部で想定される事例があるか。
 - (保木本委員) 想定している事例はないが、今後、短期入所の支給決定がこの事業ありきになる可能性があるかもしれないと感じた。
 - (県子ども発達支援課 柴田課長) 元々、総合療育センターの短期入所が逼迫していることへの対応として制度化したもの。最終的な目標は、保護者のレスパイトを実現すること。その手段として、短期入所や訪問型の支援も必要と考えている。そこで短期入所を利用する人、訪問看護も利用される方、どちらもその方の置かれている障がいの状況は、ある程度等しく見ておく必要があるという前提のもとで、短期入所の支給決定を受けられるぐらいのアセスメントが得られる方を訪問看護の対象としている。短期入所と訪問看護をレスパイトと捉え、利用者の状態像を並列に考えていく制度設計としている。一先ずこの形でスタートし、隘路が出てきた場合はしっかり対応していきたい。
- ・(総合療育センター 小枝院長) 土日、連休時は短期入所の利用希望が殺到するため、日中だけでも訪問型で預かってくださる場所ができるのはありがたい。

②医療的ケア児等送迎支援事業について

- ・(保木本委員) 鳥取市で利用が伸びていない理由は把握されているか。また、どのくらいの利用数を見込んでいるか。
 - (鳥取市障がい福祉課 渡辺主任) 利用者に聞き取りを行ったところ、事業所を起点とした送迎が対象だと使いやすいという声があった。次年度、自宅以外の場所からの送迎も対象として拡大されるので利用しやすくなるかなと思う。
- ・(鳥取市障がい福祉課 渡辺主任) 自宅以外の起点も対象とする場合は、訪問看護ステーション等と調整し合意を得ることが要件となっているが、合意を得たことが確認できる様式等を追加予定か。
 - (県子ども発達支援課 岸田補佐) 様式の追加は考えていない。制度として認めるという形式ではなく、訪問看護ステーションと集合場所等の調整をした上で了承を得られた場合を対象とする。
- ・(椿部会長) 訪問看護師の同乗について、自家用車を利用した場合も対象となるということか。
 - (県子ども発達支援課 岸田補佐) 利用者向けにアンケートを実施したところ、自家用車を利用して受診する際に、看護師に同乗してもらいたいという声があり拡充に含めた。ただ、自家用車の同乗が可能な訪問看護ステーションの把握は出来ていないため、「訪問看護ステーションが合意した場合」という形にしている。

③障がい児者在宅生活支援事業(要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業)について

- ・(椿部会長) 利用者の声は西部も含まれているか。
 - (県子ども発達支援課 岩谷) 西部圏域については、部会長から共有いただけるとのことだったため、東部と中部のみ情報収集した。
 - (椿部会長) 西部圏域では、利用し辛い、制度が分かり辛いという声がある。全ての事業所の声ではないため、また情報収集していただければと思う。

④福祉避難所について

- ・(椿部会長) 福祉避難所のマニュアル作成について、西部では名簿や事前情報、移動手段等運用について地域の実情に合ったものになるよう部会として共有予定としている。西部以外で動きはあるか。
 - (鳥取市障がい福祉課 渡辺主任) 別の部署が担当になるが、現時点で把握している動きはない。
 - (中部療育園 谷川理学療法主幹) 2か所の自治体が福祉避難所運営マニュアルを作成しているが、作成から年数が経過しているため、見直しが必要となっている。
 - (保木本委員) 東部4町は協議の場がないため、鳥取市と一緒に協議していくことになる。

3 その他

- ・(鳥取養護学校 宮脇教頭) 鳥取市と協定避難所の開設・運営、対象の利用者への周知の仕方について具体的な検討を重ねている。また、八頭町で通学支援に係る看護師の不足について課題が上がっていたが、本校でも看護師が3名減と不足しているため、看護師確保について連携できればと思う。
- ・(皆生養護学校 浦富元 PTA 会長) 自宅での生活を基本としている方は、役場に行く機会が少ないため、相談員への情報提供に力を入れて欲しい。また、レスパイト等を利用しようと思っても、荷物が多く、行くまでの準備が大変なため、利用意欲が削がれてしまう。そのため、準備の負担がなく利用しやすい方法について考えていく必要があると感じる。

医療的ケアを行うことができる事業所を増やすことは難しいため、今ある資源を活用できるよう、そ

れぞれが歩み寄ることができればと思う。

→（椿部会長）各圏域の部会を通して周知していきたい。

→（子ども発達支援課 柴田課長）必要時、事業所へ周知の場を設定したい。

- ・（総合療育センター 小枝院長）先日の地震発災時に療育センター内に観光客が避難してきた。外部の人が避難してきた際に対応する担当を決めておく必要があると感じた。

4 閉会